［別紙３－５］

ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第５条で定める物の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番　号	
持ち込みを行う物の品目			
持ち込みを行う量			
目　的			
持ち込みの方法			
行為者の氏名			

［記載要領］

１．「目的」については、駆除剤を持ち込む場合の目的を記載すること。

２．「持ち込みの方法」については、南極地域にある間船舶内又は航空機内に保管するか否かを記載すること。

［別紙３－６］

南極特別保護地区への立入りの詳細

南極地域活動の区分		番　号	
南極特別保護地区の名称			
管理計画のない地区の場合			
立入りの目的及び必要性			
南極特別保護地区内での行為の内容			
出入りの経路及び地区内での移動経路			
立入りを行う時期及び期間			
管理計画のある地区の場合			
環境省令に定める要件との対応			
行為者の氏名			

［記載要領］

１．「管理計画のない地区の場合」

①「立ち入りの必要性」については、他の場所では目的を達成することができない理由を記載すること。

②「南極特別保護地区内での行為の内容」には、観測、調査又は施設の設置等南極特別保護地区内で実施される活動の類型及びその実施方法を別紙２記載要領６に準じて記載すること。

③「出入りの経路及び地区内の移動経路」については、別紙２記載要領５に準じて記載すること。なお、地区内での調査、野営又は施設の設置等を行う地点も含めること。

④「立入りを行う時期及び期間」については、別紙２記載要領４に準じて記載すること。

２．「管理計画のある地区の場合」

①　環境省令に定める要件との対応については、当該南極特別保護地区に係る環境省令別表６に掲げる各要件について、それぞれ適合状況を判断するために必要な事項を記載すること。